

令和6年第4回本巣市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月17日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
 - 日程第2 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
 - 日程第3 議案第44号 指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第45号 市道路線の認定について
 - 日程第5 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）について
 - 日程第6 議案第47号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 日程第9 議案第50号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第7号）について
 - 日程第10 議案第51号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第11 議案第52号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第12 議案第53号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
 - 第2 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
 - 追加日程1 発議第4号 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議
 - 第3 議案第44号 指定管理者の指定について
 - 第4 議案第45号 市道路線の認定について
 - 第5 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）について
 - 追加日程2 発議第5号 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議
 - 第6 議案第47号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 第7 議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 第8 議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 第9 議案第50号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第7号）について
 - 第10 議案第51号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 第11 議案第52号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 第12 議案第53号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）について
-

出席議員（16名）

1番 吉村知浩

2番 高橋知子

3番 瀬川 照司
5番 片岡 孝一
7番 寺町 茂
9番 高橋 勇樹
11番 高田 浩視
13番 鏑本 規之
15番 道下 和茂

4番 飯尾 龍也
6番 高橋 時男
8番 澤村 均
10番 今枝 和子
12番 河村 志信
14番 臼井 悦子
16番 大西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 藤原 勉
教育長 川治 秀輝
企画部長 林 玲一
健康福祉部長 小椋 真二
都市建設部長 高橋 君治
教育委員会
事務局 長 高木 孝人

副市長 谷口 博文
総務部長 村澤 勲
市民部長 加納 正康
産業経済部長 瀬川 清泰
水道環境部長 青木 竜治
会計管理者 磯部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 大久保 守康
議会書記 廣瀬 知倫

議会書記 山本 憲
議会書記 内木 雅浩

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

おはようございます。

それでは、文教福祉委員会からの報告をさせていただきます。

12月11日午前9時から、第2委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件1件及び協議案件2件の審査・協議を行いました。

審査・協議の前に現地視察として、真正中学校屋外運動場測量等業務現場の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに市民部関係の付託案件である議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、健康福祉部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議を行いました。

委員から、障害福祉システム改修事業において市民に与える影響があるのか。このシステムは税務課とひもづけすることはできるのか。本人に確認する必要があるのかとの質疑がありました。

次に、協議案件である議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議を行いました。

委員から、真正中学校屋外運動場の測量について、通常は売り方が実行し負担するものであるが、今回市が行い負担する理由は。学校用地の測量方法について詳しく説明を。現在の土地の名義人は。一度相手方の名義にした後、市の名義とする交渉を行うのが通常だと思うが、市の考えは。現在交渉している方が全ての決定権を持っているという認識でよいか。相手方は相続人が複数いると聞いているが。交渉は順調にいつているとの報道があったが、現状の事実関係は。地目は何になっている

るのか。名義が個人になった場合の地目は何になるか。交渉が長引くと固定資産税が発生することになると思われるが、どのような形になるか。測量した上で市の土地にならないこともあり得るのかとの質疑がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

産業建設委員会より報告をさせていただきます。

12月12日午前9時より、第1委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件2件及び協議案件2件の審査・協議を行いました。

審査・協議の前に現地視察として、市道路線の認定箇所、真正浄化センター及びもとまるパーク公募対象公園施設の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに産業経済部関係の付託案件である議案第44号 指定管理者の指定についての審査を行いました。

続いて、都市建設部の付託案件である議案第45号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第47号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

執行部からは補足説明はなく、協議を行いました。

委員から、現在の料金体系で維持できるかとの質疑がありました。

次に、協議案件である議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議を行いました。

委員から、光熱水費の増額は、もともと電気料金の増額を見込んで予算計上していると思うが、今回の増額理由は。排水量が増えた原因はとの質疑がありました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。

午前9時22分 休憩

午前9時23分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第2 議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第42号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、報告をさせていただきます。

議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、今後の流れはとの質問に対し、執行部から、条例が可決されましたら、診療所内に掲示及びホームページ、広報等で市民に広く周知していきたいと考えていますとの答弁がありました。

代診医師をなしとすることへの考えはとの質問に対し、執行部から、来年度以降医師と相談しながら、代診医を入れずに運営していけるよう調整したいと考えていますとの答弁がありました。

覚書の法的拘束力の確認はされるのかとの質問に対し、執行部から、十分調整しながらやっていきたいと考えていますとの答弁がありました。

診療科目の限定は検討していくのかとの質問に対し、執行部から、脳神経外科は代診医であるので代診をやめることになれば診療科目から外すことになります。歯科は予約制で需要があるので、今後検討していきたいと考えています。ほかの診療科目については、今の医師の専門でないところについては外していきたいと考えていますとの答弁がありました。

診療日数が減ることによって国からの交付金が減るということだが、医師2人で回し、土曜日も診療することを検討はされたかとの質問に対し、執行部から、働き方改革や他のスタッフの兼ね合いもありますので、スタッフの人数も見直すなどして減額部分をカバーできるように運営していきたいと考えていますとの答弁がありました。

交付金が減っても土曜日を休診にしたほうがよいという判断かとの質問に対し、執行部から、今後のこともあるのでスタッフの一体的な運用を行うため土曜日を休診にしましたとの答弁がありました。

皆さんの意見を聞きながら内容を決めていくという認識でよいのかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

他の計画の案があるのかとの質問に対し、執行部から、今後につきましては、大きな機械を入れないなどの経費の削減や、今後の運用で削れるところは削った上で、地域の皆様に御迷惑がかからないような医療を提供していけるようやっていきたいと考えていますとの答弁がありました。

今後も職員の健診は根尾診療所でやる予定なのかとの質問に対し、執行部から、職員健診はバリ

ウム検査が必須ですが、レントゲンの入替えに伴いバリウム検査ができなくなるので、来年度以降は根尾診療所では行わない予定ですよとの答弁がありました。

商工会の健診について診療所で行うことはできないのかとの質問に対し、執行部から、通常健康診断であれば行うことは可能であります。ただし、生活習慣病に係る健康診断を行う場合、バリウム検査が必須となるため行うことは困難になりますよとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で御報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

ただいまの議案第42号に反対の立場から討論いたします。

この条例の改正趣旨は、診療所への来所者が減少し、その結果、診療収入が減少し、慢性的な赤字を解消するためという説明を事前に受けておりますが、先ほどの質疑の中にもありましたとおり、この条例の改正案ではその赤字のほんの一部しか解消することができず、改正後も慢性的な赤字経営が続くことは明らかであります。本巣市が財政的に豊かな自治体であればそれでもよいのですが、残念ながらそうではありません。

市民による本巣診療所にかかる回収率62.8%のアンケート結果では、根尾診療所を利用している根尾地区の方は69%ということで、つまり確実に根尾地域で根尾診療所を利用されている方は、単純に計算すると43%、本巣診療所の場合、外山地区の方は41%ということなので、確実に本巣診療所を利用されている方は、単純に計算すると25%、しかも利用しているのかしていないのかという質問ですから、利用するというふうに答えた方が診療所のみを利用しているとは限りません。また、月に1回のみ受診されている方は、見せていただいた7月の資料では、根尾は84%、本巣は74%ということで、いかにこの2つの診療所が近隣の市民の方に日常的に利用されていないのかが分かります。

また、アンケートの自由意見では、事務員、医師、看護師を削減したり、日数を減らしてでも続けてほしいという御意見が多くあったと聞いています。

地域医療を守るために診療所が必要なことは重々承知しておりますが、今後もより長く続けるた

めにも、身の丈に合った経営をしなければなりません。今回の条例改正案では、診療日数を少し減らした程度で、人件費や診療科目など改善の余地がまだ多くあると考え、反対いたします。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見が発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま反対討論がございましたので、本案に賛成の討論をいたします。

反対討論でもございましたように、診療体制を見直すだけで改革ができるのかということでございますが、まずは診療体制を見直して、それから順次いろんなことは国保審議会でも協議され、市長のほうにも答申をされております。そうした内容について、これからは執行部としては改革に向けて検討をされるということでございます。

取りあえず今回は条例改正で、診療の日数の変更でございます。先ほど申しましたように、土曜日をやったらどうかということでございますが、やはりこれも働き方改革でやっていかない、改革しなくてはならない。それに附帯しましていろいろなものも節約もできていくと思いますし、またこれから訪問介護とか訪問医療とか、そういうのも執行部のほうとしては具体化されるように取り組んでいくと思われますので、もう一つは、先ほど商工会の云々ということでございますが、これは健保協会が行っております。健保協会でそういう診断が、事業所診断は行っておるわけですが、それを診療所でやろうと思いますと多少の経費が余分にかかるかと思いますが、そういうことも見直してこれから進めていくということでございますので、今回の改正案については賛成をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

ただいま賛成討論がありましたので、私は反対の討論に参加をさせていただきます。

私も議員として長いこと議員をやっておるわけでありすけれども、この根尾診療所についてのことは、正直なことを言いまして、あまり深く関わってこなかった。また、どうしたらいいかというような提言もあまりしてこなかったことを深く反省しながら、ただいま議題となっております条例改正案に対し、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回の条例改正案に真っ向から反対するわけではありませんが、今回の改正案では慢性的な赤字解消にはならず、本巢市の財政力では維持が難しく、根尾地域の医療がごく近い将来にはできなく

なると思うからであります。

根尾地域の土曜日の診療をなしとすれば、国からいただいている約700万円の交付金がカットとなり、それに代わる案件が示されていない上に、根尾時代の財政力が非常に豊かなときに結ばれたと思われる内容を、20年もたち根尾の財政力も当時の10分の1近くまでになっている現在において、なお守ろうとすることに無理があり、医師及び看護師等の人件費1億2,000万円の削減案が示されていない。

また、根尾時代と比べれば、トンネルもでき、道も非常によくなっています。根尾の診療所から約20分前後で南部の診療所まで、お医者さんのところまで来られることを考えれば、今回の条例改正案ではとても納得ができないということであります。

今回の条例改正案以上の改正が必要と考え、今回の条例改正案には賛成ができません。議員各位におかれましては、地域の医療を守るということはどういうことかということをよく考えていただきながら、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

それでは、賛成の立場で答弁をさせていただきます。

この条例改正につきましては、既に国保運営協議会で市長の諮問に答申をした内容であり、関係市民のアンケート内容も精査した上、地元自治会代表者にも理解を得た上での改正であり、今後、診療業務の継続と内容の充実が図られることを考えた条例改正と考えます。よって、賛成意見いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村議員。

○8番（澤村 均君）

反対の立場から討論に参加させていただきます。

今るいろいろありましたが、合理化案ということで診療日数が減り、診療科目が減るということは、地元住民に対して安心して受けられる医療が狭まって、ますます過疎化に拍車がかかるのではないかと心配な立場で反対をさせていただきます。

先ほども20分ぐらいで市内のいろんな診療所へ来れるということがありましたが、ただいろんな診療科目にもありまして、実際に本当に精密な検査とか既往症に対して好きなところへ通えると思うだけの、例えば高齢者の足の確保とかそういうこともいろいろと全体に考えておりますと、やは

りますますこの高齢者に対しては、医療に対して心配な面が増えると思います。

さらには市の予算が云々とありましたけど、医療、この部分に関して予算があるとかないじゃなくて、本当に受けたい診療を受けられるような、そういう市民のためのことを考えると、この案には反対の立場から討論といたします。

○議長（大西徳三郎君）

反対の討論がありましたけれども、賛成の意見はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 飯尾君。

○4 番（飯尾龍也君）

私は賛成で行きます。

なぜかといいますと、私も国保審議の協議会で委員として3年前から入っていますが、なかなかスピード感がなく、進んでいないという思いがありましたけれど、先般のアンケートの結果を基に、今回答申に対しても私は反対でしたが、しかしながら、もっとスピード感を持って、来年度から診療日を改正して、よりまた執行部のほうがいろんな意見を、文教福祉委員会のときの質疑においてもより前向きな答弁をいただきましたので、これについて賛成いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

○13 番（鏑本規之君）

私は、ただいま反対の討論をしたわけでありますけれども、地元の道下議員、また臼井議員がこの条例案に賛成ということであります。地元を代表する議員2人が、この条例改正案について反対ではなく賛成の討論をいたしましたので、私も賛成のほうに変わりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

先ほど言いましたように、討論は終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「動議、議長」と呼ぶ者あり〕

河村君。

○12番（河村志信君）

この件につきまして、動議を提出したいと思います。

〔「動議賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

ただいま動議の発言がありました。

河村議員は動議の趣旨説明をお願いします。

○12番（河村志信君）

それでは、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議について説明をさせていただきます。

提出者は私、河村であります。賛成者として、吉村議員、高橋知子議員、瀬川議員、飯尾議員、高橋時男議員、澤村議員、片岡議員、鏑本議員、道下議員、高田議員、高橋勇樹議員、臼井議員、今枝議員、寺町議員。以上、私を含め15名の賛成をもって提案したいと思います。

動議の趣旨といたしましては、本巣市国民健康保険診療所は、高齢化と人口減少に伴う受診者数の減少により経営悪化が顕著となっておりますが、根尾、本巣北部地域の地域医療を守るため、この条例改正に対し、議会として附帯決議を求めるものであります。

何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま河村志信君から議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、提出者のほか1名以上の賛成が必要です。賛成される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前9時44分 休憩

午前9時49分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をします。

この動議につきましては、事務局としてはいろんなことを精査して調べてやっております。そんなことで、意見はあると思いますが、私の議長のときにおいて、事務局のしっかりした考えでもって進めていきますので、御協力をお願いいたします。

ただいま賛成される人は挙手いただきましたので、12番 河村志信議員から提出されました議案

第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

議事の都合により暫時休憩します。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう要請します。

午前9時50分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に続き会議を開きます。

お諮りします。議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議について日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程1、発議第4号 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 河村志信君。

○12番（河村志信君）

それでは、説明させていただきます。

発議第4号 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議であります。

会議規則第13条の規定により、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議を別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私であります。賛成者は、吉村議員、高橋知子議員、瀬川議員、飯尾議員、高橋時男議員、澤村議員、片岡議員、鰐本議員、道下議員、高田議員、高橋勇樹議員、臼井議員、今枝議員、寺町議員、以上の15名でございます。

発議の内容であります。国民健康保険特別会計は特別会計として自主独立採算を目指すものであるが、現在、国民診療所に対して1億円強の一般会計からの繰出金を充てることで運営が成り立っている状況であります。施設のある地域は、高齢化と人口減少により受診者の減少の一途をたど

っており、診療所の経営悪化が顕著となっていることから、一般会計からの繰入れは限界にきている。

この条例改正は、根尾地域と本巣北部地域の地域医療を守るための第一歩として、今決断せねばならない重要な改革であり、改革を止めることは後世に負担を残すことであり、市民の負託を受けた議会として国保診療所改革を決断し、本巣市長に対し下記の事項を求めるものであります。

1. 国保診療所に係るアンケート結果を踏まえ、3か年の国保診療所改革プランを策定すること。
2. 国保診療所は、訪問診療・訪問看護の在宅医療体制を充実させ、経費、人件費、医療器具等削減を行うこと。
3. DX医療を活用した簡素な医療体制とし、かかりつけ医の役割を果たすとともに、近隣の医療機関と連携することで予防・医療・福祉・介護を包摂した拠点施設を目指すこと。

以上の内容でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第4号 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に対する附帯決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第44号及び日程第4 議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第44号 指定管理者の指定について及び日程第4、議案第45号 市道路線の認定

についてを一括議題といたします。

議案第44号及び議案第45号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

議案第44号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。

その質疑内容について報告いたします。

委員から、市の遊休施設を有効活用するため、他の施設を森林組合に賃貸契約するなどの方向にシフトしていくような考えはあるかとの質問に対し、執行部から、林業センターは利用が減り、老朽化しているため、市の再配置計画に沿って検討していく必要があると考えていますとの答弁がありました。

60万円以上の修理は今までにあったかとの質問に対し、執行部から、近年ですと平成30年に屋根の修繕工事でおよそ70万円、令和2年に屋上の防水工事で約130万円の支出がありますとの答弁がありました。

今後大きな修繕が予想されるかとの質問に対し、執行部から、施設自体が40年以上たっておりますので、どこが傷んでくるか分からないという状況であると考えていますとの答弁がありました。

他の施設に移転すべきなのか、補修しながら今の場所で事業を続けていくのかの考えはとの質問に対し、執行部から、市の他の施設を活用していくという考えは現実的であると考えていますとの答弁がありました。

次の更新までに移転を検討するのかとの質問に対し、執行部から、令和8年度をめどに林業センター自体の必要性も含め、移転に関する方向性を調整していきたいと考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第45号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第44号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第45号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第45号 市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

日程第5 議案第46号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論ありました。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

大変失礼しました。

○13番（鏑本規之君）

質問までやろうと思ったら飛ばしてしまって、何ですか。もう少しゆっくり議事進行をお願いいたします。

ただいま議題になっております46号、一般会計の補正予算について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

全部の予算について反対するわけではありませんけれども、予算の中の一部の中に真正中学校の屋外運動場測量業務というものがあるわけであります。この中に土地の評価のための予算27万9,000円は認めるとしても、測量委託料という382万2,000円のこの予算を認めることはできないと考えているからであります。

簡単なことを言いますと、土地を買うか買わないか、何もまだ分かっていない段階において、時効取得という形でA氏のものだ、グラウンドの一部がA氏のものだというふうに裁判の中でなされたわけでありますけれども、この裁判結果等々から見て、今回の予算の中においては3つの要点があり、その3つの中で反対をするわけであります。

1つは時効取得で、市民の財産である真正中学校のグラウンドがA氏の財産となったことです。時効取得の理由は、市民の財産であるグラウンドの管理を市が行っていなかったということなんです。

確かに第1審は、A氏の言われることを認めなく、グラウンドは市の財産であるというふうで、1審はそういう判決が出たかと思うわけであります。2審においては、そういう過去のいきさつ等々は1審の内容についても争わない。新たな方法で、A氏のほうから、この土地は長年にわたって私が管理をしていたということで、時効取得という形の訴えを起こされたことによって、時効取得というものが裁判の中で認められたということなんです。裏を返せば、A氏が長年管理していたと言われることについて上告をしなかったということは、市のほうも認めているということであります。結果としては、市が管理を怠ったというふうに取りられても仕方がないということであります。

そのことを踏まえて、3つ目は、A氏がグラウンドのどの部分を管理していたのか。20年以上にわたって管理をしていたのかということは、市としてはよく分からないし、また市民としてもよく分からないだろうということでもありますけれども、裁判の結果として、ある部分が時効取得として認められた以上、そのある部分というものは裁判の中で示されているけれども、確定ではないと私は考えているわけであります。であるとするなら、A氏が管理していたところはここの部分からこの部分ですよということを、A氏が土地の中にきちんとした形として示さなければならないだろうと思っているわけであります。

そして、その時効取得をされた土地については、A氏自らが測量をして、そしてそこにA氏のものですよということの名義にして初めて時効取得というものであり、その場所が時効取得として認められたとなるわけであります。このことにおいては、A氏自らその場所を定め、そして登記するのがルールだと私は思っているわけであります。そのことについての予算が382万2,000円組み込まれていること自体について不同意という形になるわけでありますし、もしこれを認めるとするなら、少し問題になる可能性があるんじゃないかなという思いをしております。

また、3つ目は、土地取得に向けた協議も速やかに進んでいるとの説明があったわけでありますけれども、今言ったように誰の持ち物かよく分かっていない。これが時効取得として認められたときに訴えを起こしていた本人は、今は亡くなっておられるわけであります。そうすると、その土地が財産分与としてなされた場合においては、法において配偶者、要するにお母さんが2分の1、その子どもが残りの財産を分けるということになっている。聞くところによると、子どもが2人見えるということでもありますので、子どもが4分の1ずつ、2分の1は配偶者であるお母さんとなるわけであります。

その中において、そのことがまだ明確に定められていない、土地の名義も誰になるのかまだよく分かっていない中において、誰と交渉しているのかということになります。今、一生懸命誰かと交渉しているかもしれませんが、その交渉相手においては、財産分与をいただけるであろう方たちの委任状をいただいてこそ、その人が交渉人として成り立つであろうというふうに感じておるわけでありますけれども、そういうことのまだ提示が市、議会のほうに提出されておきませんので、また土地を買うにしても、相手方から、持ち主から幾ら程度の土地の値段なら譲ってもいいですよということすら提示されていない中において、買うと断定をすることは当然できないわけであります。

三十数年にわたってあのグラウンドの問題があったわけでありますけれども、時効取得という形だけの話をするなら、二十数年間、20年以上といったほうがいいんですけれども、20年以上グラウンドはA氏が管理し、市が管理していないということになれば、生徒たちは使っていなかったわけであります。にもかかわらず、二十数年の間、私も議員になって二十数年になるわけでありますけれども、地元の市会議員、また地元の方たちから、あのグラウンドが狭いので、あの土地を何とか買って広くグラウンドが使えるようにしてもらいたいというような要望を聞いたこともなければ、また地元の議員から一般質問等々、また議会の中でそういうことが述べられたことは私の記憶の中

ではないわけであります。だとするなら、本当にその土地が、学生たちが必要としているのかということについて疑問符が湧くわけであります。ですので、値段の提示もされていない、買うということを前提となったら、5万円だ、10万円だと言ってくるかも分からない。また、別の条件がついてくるかも分からない中において、買うということについてのことはいかがかなという思いをしております。

そういうことを踏まえて、大きく分けて3点の理由について、今回のこの予算について、測量委託料案件について、私としては認めるわけにはいかないという思いをしておりますので、そういうことを含めて反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましても、よく考えた後に判断をしていただくことを切にお願いをして、反対討論を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

賛成の立場から討論に参加させていただきます。

先ほど鏑本議員から、地元から購入したほうがいいという声は聞こえなかったという話がありましたが、私は貴重な中学3年間、真正中学校で過ごさせていただきました。部活動はサッカー部に所属してしまして、あのグラウンドで汗をかき、多くの仲間と知り合うことができました。

そんな活動の中で、森にボールが行ってしまうことは多々多々ありましたし、隣でやっている野球部もボールが飛んでいくということは想像にたやすいことであります。そのときに、ボールは取りに行くかと、あそこは市の土地じゃないから取りに行くかということを言われ、僕たちの大事なボールが1つ減り、2つ減りといった部分でいたたまれない、あそこにボールが入らないように工夫して練習をする必要がありました。なので、大変今の状況というのは、すごく子どもたちを見て僕も安心しています。

うちの子どもが中学校、あそこ全員通っていますけど、そのときにPTA会長をやらせていただいていた。そのときは、あの森でスズメバチが発生して、登下校中に職員の先生たちが立って迂回するように子どもたちを促したり、また運動会のときはスズメバチが生徒に来ないように、先生たちはあの森を向いて運動会を開いていたのを覚えています。そういった部分で、支障がないことはない。できれば制限なく運動場を子どもたちに使っていただきたい、そういう思いはすごく強くあります。

今回の予算を執行するかしないかを踏まえ、柔軟な対応で、相手がいることなのですぐに決まることではないかもしれませんが、できれば子どもたちが自由にグラウンドで生活ができるように、その可能性を残すための予算でもあると思います。ぜひ、まずは可決していただいて、その執行に

については十分に協議していただけるように賛成討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

判例に基づいていくと、今の土地は個人の土地ということです。あえて、今これから測量登記し直して個人の名義にして、また固定資産税も発生するわけですけど、これは地主に対して逆に負担になるんじゃないかということを考えるわけです。

もしある程度の購入目的が分かっているようなことであれば、あえてこんな面倒くさいことをしなくても、このまま置いておいて、いつか市のほうに譲っていただけるときが来てからでも別に遅くはないと思い、反対の討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

反対の討論出ましたけど、賛成の意見はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

○15番（道下和茂君）

本案件について、賛成の討論をさせていただきます。

いろいろ皆さん思いがあって、熱い思いでいろいろ語られておりますが、しかし我々議員として、6月議会にいろんなことで附帯決議をこの件についてはつけております。その附帯決議では、明渡しされた後も支障なく生徒がよい環境の中で施設が使用できるように努めることという文言も入っております。何はともあれ、子どもたちが本当に安心・安全で伸び伸びとした環境の中でこのグラウンドを使うということは、この6月の附帯決議でも12名の賛同者を得て附帯決議をつけております。

そして、今回もいろんなことはございますが、よく地権者と話をさせていただきまして、本当に購入するのであるのか、また使用許可をいただくのか、そこら辺は今執行部のほうで詰めていただいております。

いずれにしても、買う立場のほうでございます。名義人がどうのこうのとはありますが、裁判で負けたということは、名義人は変わっていないにしても所有者はY氏になっておるのではないかと思いますので、ここで事業を行うということは、やはり事業を行う側が測量もやっていくのが私は本来の姿かなと、そんなふうに考えております。いろんな公共事業でも事業を行うほうが測量をし、地権者に確認をいただいて売買が済むというようなことで進めております。

いずれにしても、子どもたちが本当に今後安心したよりよい環境の中でこうしたグラウンド使用ができることが一番望ましいことであり、今回の案件については賛成をしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

動議を提案します。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま動議の発言がありました。

吉村議員は動議の趣旨説明をお願いいたします。

○1番（吉村知浩君）

それでは、議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について説明させていただきます。

動議の趣旨といたしましては、本補正予算の真正中学校グラウンド南土地の測量業務に関する歳出補正予算に対し、議会として附帯決議を求めるものであります。

何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま吉村議員から、議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、提出者のほかに1名以上の賛成が必要です。賛成される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

吉村議員から提出されました議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう要請をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加日程2として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議の動議については日程に追加し、追加日程2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程2 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程2、発議第5号 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

それでは、説明させていただきます。

発議第5号 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議であります。

会議規則第13条の規定により、議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出します。

提出者は私、吉村知浩です。賛成者は瀬川照司議員、澤村均議員、鏑本規之議員、河村志信議員、高橋知子議員、以上5名です。

発議の内容であります。令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、「真正中学校グラウンド南土地の測量業務」に係る予算計上については、名古屋高等裁判所の判決で敗訴となったことから、当該土地を取得するために必要となった測量業務である。

今までどおりの真正中学校グラウンドとして、生徒がよい環境の中で勉学ができるよう、また市民の方々がスポーツ活動、地域活動として使用できるよう、下記の意見を付するものとする。

1. 時効取得で市民の財産である真正中学校グラウンドは、A氏の財産になり、明渡し後も支障がなく生徒がよい環境で施設が使用できるように努めること。

2. A氏がグラウンドの時効取得で得た土地は、A氏自ら明らかにし、A氏の名義にしていた後、土地利用を検討する。

3. グラウンド利用について、A氏側の条件が提示された後、土地を取得するか否か、もしくは賃借するかを検討すること。

以上のとおりであります。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

今の御説明の中で、2番、A氏がグラウンドの時効取得で得た土地は、A氏自ら明らかにし、A氏の名義にしていた後、土地利用を検討することと記載がございますが、言い換えれば、A氏自身が測量等を行って所有権移転等をした後に土地利用についての検討をするという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者。

○1番（吉村知浩君）

はい、そのとおりであります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成少数です。御着席ください。したがって、発議第5号 議案第46号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議については、否決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分まで休憩します。11時10分に再開します。

午前10時55分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第6 議案第47号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第47号 令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第47号 令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第48号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第48号 令和6年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第48号 令和6年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第49号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案いたしました追加議案につきまして提案説明を申し上げます。

まず、議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

令和6年8月の人事院勧告に伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第49号の補足説明を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますが、よろしくお願いしたいと思います。

追加議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1つ目の制定の趣旨でございますが、国家公務員の給与の引上げ等を求めた令和6年8月の人事院勧告に伴いまして、本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例、本巢市職員の給与に関する条例、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のそれぞれを一部改正するものでございます。

次に、2の制定の内容でございますが、第1条、第2条ともに本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてになりますが、太字で強調しておりますところが改正箇所になります。

第1条につきましては、特定任期付職員の期末手当の12月期の支給割合を100分の175に引き上げ、年間の支給割合を3.45月に引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第2条につきましては、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の172.5とし、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

第3条、第4条とも本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてになります。

第3条につきましては、議会議員の期末手当の12月期の支給割合を100分の232.5に引き上げ、年間の支給割合を4.55月に引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第4条につきましては、その期末手当につきまして、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の227.5とし、6月期、12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第5条、第6条とも、こちらにつきましては、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第5条につきましては、常勤の特別職の期末手当の12月期の支給割合を100分の232.5に引き上げ、年間の支給割合を4.55月に引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第6条につきましては、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の227.5とし、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、次のページをお願いしたいと思います。

第7条、第8条とも本巢市職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第7条につきましては、一般職等の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

一般職の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.5月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の107.5に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.10月に引き上げるものでございます。

特定管理職員の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の107.5に引き上げ、これに

よりまして年間の支給割合を2.10月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.5月に引き上げるものでございます。

また、欄外にございますが、別表第1といたしまして、月例給の官民格差を解消するため、一般職の大卒程度の初任給を2万3,800円に、一般職の高卒程度の初任給を2万1,400円に引き上げ、若年層に重点を置きまして、そこから改定率を逡減させる形で3,300円から2万6,300円の範囲で引き上げるものでございます。

なお、こちらの適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、次の4ページをお開きください。

こちらにつきましては、再任用職員の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

再任用の一般職の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の71.25に引き上げ、これにより年間の支給割合を1.4月に引き上げ、一方勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の51.25に引き上げ、これにより年間の支給割合を1月に引き上げるものでございます。

再任用の特定管理職員、こちらの期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の61.25に引き上げ、これにより年間支給割合を1.20月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の61.25に引き上げ、これにより年間の支給割合を1.20月に引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第8条関係といたしましては、一般職員等の期末手当、勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、一般職の期末手当におきましては、6月期の支給割合を100分の125に引き上げ、12月の支給割合を100分の125に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。勤勉手当におきましては、6月期の支給割合を100分の105に引き上げ、12月期の支給割合を100分の105に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

特定管理職員の期末手当におきましては、6月期の支給割合を100分の105に引き上げ、12月期の支給割合を100分の105に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間支給割合の変更はございません。勤勉手当におきましては、6月期の支給割合を100分の125に引き上げ、12月期の支給割合を100分の125に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、再任用職員の期末手当、勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するものでございまして、再任用の一般職員の期末手当におきましては、

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の70とし、6月期、12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。勤勉手当につきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の50とし、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

再任用の特定管理職員、こちらの期末手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の60とし、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はこちらもございません。勤勉手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の60とし、6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、こちらは令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、第9条、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第13条第1項及び第23条第1項関係及び第13条の2第1項及び第23条の2第1項関係におきまして、準用する本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、こちらの適用につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用とするものでございます。

最後になりますが、第10条、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、第13条第1項及び第23条第1項関係及び第13条の2第1項及び第23条の2第1項関係におきまして、準用します本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、それぞれ次の改正を行います。

会計年度任用職員の期末手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の70に引き上げ、これにより年間の支給割合を1.40月に引き上げまして、勤勉手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の50に引き上げ、これにより年間の支給割合を1.00月に引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

ただいま議題になっております条例改正について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

今の説明等々伺っておりますと、若い職員に対する給料とか手当が厚くなるというようなことで、それは非常に結構なことだろうと思っておるわけであります。けれども、もともとの職員の手当そのものが非常に低い。また、民間企業と比べると非常に差が出ている中において今回の条例改正であります。

特に勤勉手当等々については、給料の報酬、分かりやすいことかというと給料なんですが、月々もらっている給料と民間企業がもらっている給料の差が多い場合において、企業であるとするなら勤勉手当を厚めにして、そしてバランスを取るというのが本来の流れであります。そういうことを鑑みると、もともとの給料ベースが低い中において、勤勉手当もその低い給料に準じてのパーセンテージのアップでありますので、これは到底容認できるわけではありません。

国のほうにおいても、民間と、また職員との給料格差を認めている中において、この程度のアップということについては、到底それを容認するわけにはいかないというふうに思っておりますので、今回の条例改正には、分かりやすくいうと少ないということで反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。
原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

賛成の立場で意見をいたします。

今回の人事院勧告に伴う改正であり、手当、初任給など官民格差を解消するための改正でもありますので、これは国の方針ということで、内容につきましては賛成といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。お座りください。したがって、議案第49号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第50号から日程第12 議案第53号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第50号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第12、議案第53号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第50号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、財政調整基金繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う給与費、また国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金及び国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金の増額でございます。

次に、議案第51号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、給与改定に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定に伴う給与費の増額でございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、給与改定に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定に伴う給与費の増額でございます。

次に、議案第52号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出につきまして、人事異動等に伴う給料等の減額及び手当の増額を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第53号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出につきまして、人事異動等に伴う給料等の減額を予備費で調整するものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第50号は副市長から、議案第51号は市民部長から、また議案第52号及び第53号は水道環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまし

て御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第50号の補足説明を谷口副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第50号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案のつづりの20ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、総額を202億2,652万4,000円とするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため6,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出でございますが、人件費といたしまして、本年8月の人事院勧告に伴う初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の上上げ並びに期末手当及び勤勉手当の上上げに係る議会費をはじめ、各費目における一般職員の給料、時間外勤務手当、期末勤勉手当、職員共済組合負担金及び職員退職手当組合負担金に加えまして、議会議員及び特別職に係る期末手当の増額分と本年9月の補正予算以降変更となりました増減分でございまして、合わせて6,005万7,000円でございます。

9ページをお開き願います。

中段の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費、繰出金128万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）における給与改定に伴う繰出金の増額でございます。

10ページをお開き願います。

中段の衛生費、保健衛生費の8目診療所費159万2,000円につきましては、国民健康保険特別会計（施設勘定）における給与改定に伴う繰出金の増額でございます。

次に、14ページをお開き願います。

予備費293万6,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第51号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第51号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、追加議案のつづりの一般会計補正予算書（第7号）の次にございます。

1ページを御覧ください。

第1条でございますが、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,343万5,000円とするものでございます。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,333万9,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書にて説明させていただきますので、6ページを御覧ください。

初めに、事業勘定の歳入でございます。

6款1項1目の一般会計繰入金128万7,000円につきましては、人事院勧告に伴い人件費が増額となることから、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、人事院勧告により、給料、職員手当等及び共済費につきまして128万7,000円の増額をするものでございます。

続きまして、施設勘定でございます。

15ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、6款1項1目の一般会計繰入金につきましては、人事院勧告に伴い人件費が増額となることから159万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、16ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、人事院勧告により、給料、職員手当等及び共済費につきまして159万2,000円の増額をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第52号及び議案第53号の補足説明を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第52号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

2ページをお開き願います。

実施計画にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、支出の1款1項5目総係費237万5,000円の減額につきましては、人

事異動及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費237万5,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第53号 令和6年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

2ページをお開き願います。

実施計画にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款1項3目総係費279万5,000円の減額につきましては、人事異動及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費279万5,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第50号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

さきの条例改正案に反対をいたしました。その内容から鑑みて、今回の予算についても人件費等々のことだということですので、さきの条例改正案を反対した立場から、同じような理由で今回の案件についても反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

反対の討論が出ましたので、賛成の発言ありますか。

〔挙手する者あり〕

15番 道下君。

○15番（道下和茂君）

先ほど来議論されております人事院勧告に対する所要改定でございますが、また勧告に対する財源の確保を目的とした変更でございますので、賛成をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第50号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第51号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

また反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

さきの条例改正案に反対をしました。反対した大きな理由の中においては、地方公務員というものは、どこの公務員であろうとも給料は一緒であるべきだというのが私の思いの中にあります。分かりやすいことを言うなら、名古屋市の職員も本巢市の職員も同じ市の職員である以上、同じ職員である以上は同等の報酬をいただいてしかるべきというのが私の思いであります。

そういう中において、先ほども賃金については反対いたしましたので、今回のことについても同じ理由において反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見、発言がありました。

原案に賛成する発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 高田君。

○11番（高田浩視君）

さきに人事院勧告による条例を可決いたしましたので、それにのっとって補正予算を変更しないと条例違反になると思いますので、これは速やかに執行すべきで、この予算は可決すべきだと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第51号 令和6年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

先ほど勤勉手当と期末手当等々の条例改正に反対をいたしましたので、同じ理由において反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありましたので、原案に賛成の諸君の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

この第52号につきましても、人事院勧告に伴う給与改定に対する補正予算ということで、私は賛成をいたします。以上であります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第52号 令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

条例改正に反対した立場ですので、同じ理由において反対とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 寺町議員。

○7番（寺町 茂君）

賛成の立場から、先ほど人事院勧告に賛成しましたので、賛成ということで討論いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第53号 令和6年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

私、高橋知子、一言発言したいことがございますので、許可をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

どうぞ、発言ください。

○2番（高橋知子君）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言発言させていただきます。

皆様お疲れのところではございますが、ここでカーボンニュートラル宣言について御提案したいことがありますので、少しお時間いただければと思います。

先週12月11日の新聞記事に掲載されておりましたが、本巢市と揖斐川町は中部電力ミライズと共同で、水力発電所で発電した電力「CO₂フリーでんき」をふるさと納税の返礼品として提供すると発表しました。藤原市長におかれましては、記者会見にて、この取組がカーボンニュートラル社会の実現の一助になればと記事に掲載されていました。

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均等にし、その排出量を実質ゼロに抑えるという概念です。地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとされています。新庁舎でも使われておりましたが、環境省の重点施策としても脱炭素に向けての様々な促進事業に予算がついております。

地元で発電した電気を返礼品として扱うのは、県内では飛騨市のみが取り組んでいるということですが、カーボンニュートラル社会に向けてのカーボンニュートラル宣言は、2020年に菅元総理が所信表明で宣言され、9月末現在で岐阜県をはじめとする全国46都道府県など全国1,122自治体、県内でも岐阜市、大野町など20市町村が既に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。

本巢市では、令和3年4月に地球温暖化対策推進実行計画が改定されていますが、今後より一層、このようなカーボンニュートラル社会の実現に向けて本巢市として積極的に取り組むためにも、市長にお願いしたいことがございます。私たちの本巢市でも、ぜひカーボンニュートラル宣言を発し

てください。そして市の施策として、カーボンニュートラルに関する事業を推進していただきたいです。この件につきまして、議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げます。

以上で私の発言を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

○市長（藤原 勉君）

ちょっとええかね。

今、知ちゃんが言ったやつ、僕お答えするので。

○議長（大西徳三郎君）

ごめんなさい。市長がただいまのことを答えるということですので。

藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、高橋知子議員のほうから大変貴重な提言をいただきました。

このカーボンニュートラルの取組というのは、もう本当に国民全体の大変取り組んでいかなければならない課題だというふうに思っておりまして、私どももそういうことを踏まえて、できるだけ早く本巣市としてのカーボンニュートラル宣言を行っていきたいというふうに思っております。

今考えておりますのは、民間の事業者ともこのカーボンニュートラル、いわゆる炭素の削減についての取組を今お互いに協議しているところがありますので、新年できるだけ早い時期に、その事業の発表に合わせて本巣市としてのカーボンニュートラル宣言というのを行っていきたいというふうに思っております。

大変貴重な提言をいただきました。私どもも、これからも一生懸命取り組んでいきたいと思っていますし、またこの新庁舎でも既にそういった取組をずっとやってきておりますので、いろんな行政の施策の中にカーボンニュートラルの発想を取り入れた施策をこれからも取り入れていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

市長がそのように宣言をされましたので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第4回本巣市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたって、大変お疲れさまでした。

午前11時52分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

副 議 長 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 今 枝 和 子

署 名 議 員 高 田 浩 視